

A着工(契約)前に補助金申請を行った後、住宅を取得し、上越市に転入する人
(新築は着工日前に、購入は契約日前に申請書を提出)

上越市移住定住応援住宅取得費補助金 交付申請時提出書類チェックシート

- 補助金交付(変更)申請書(第1号様式) ※申請者氏名は記名+押印、または署名

- 誓約書(第2号様式) ※申請者氏名は記名+押印、または署名

- 申請年度及び前年度の市区町村税に未納がないことを確認できる書類(納税証明書等)
※各年度の課税基準日における住所地の市区町村から取り寄せてください。
(基準日にすでに当市への転入手続きがお済の方は、提出不要です。)
 <<課税基準日>> 1月1日: 市町村民税、固定資産税
 4月1日: 軽自動車税
(令和 年度分: から取り寄せ) (令和 年度分: から取り寄せ)
※年度当初に申請される場合、前住所地の市区町村から納税証明証等を交付できない
 との連絡がありましたら、担当までその旨をお知らせください。

- 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し
 ※申請者分のみ提出してください(世帯員分は不要)。(例外あり)
 ※申請日から過去5年以上遡れる住民票の異動履歴が必要です。1枚の戸籍の附票の
 写しで確認できる履歴が5年間に満たない場合は、さらに前の本籍地からもお取り
 寄せください。
 (から取り寄せ)

- 母子健康手帳、または申請者・世帯員が妊娠していることを確認できる書類の写し
 ※妊婦を含む世帯の方が申請する場合のみ提出してください。

- 見積書(内訳を含む)、その他補助対象経費を確認できる書類の写し

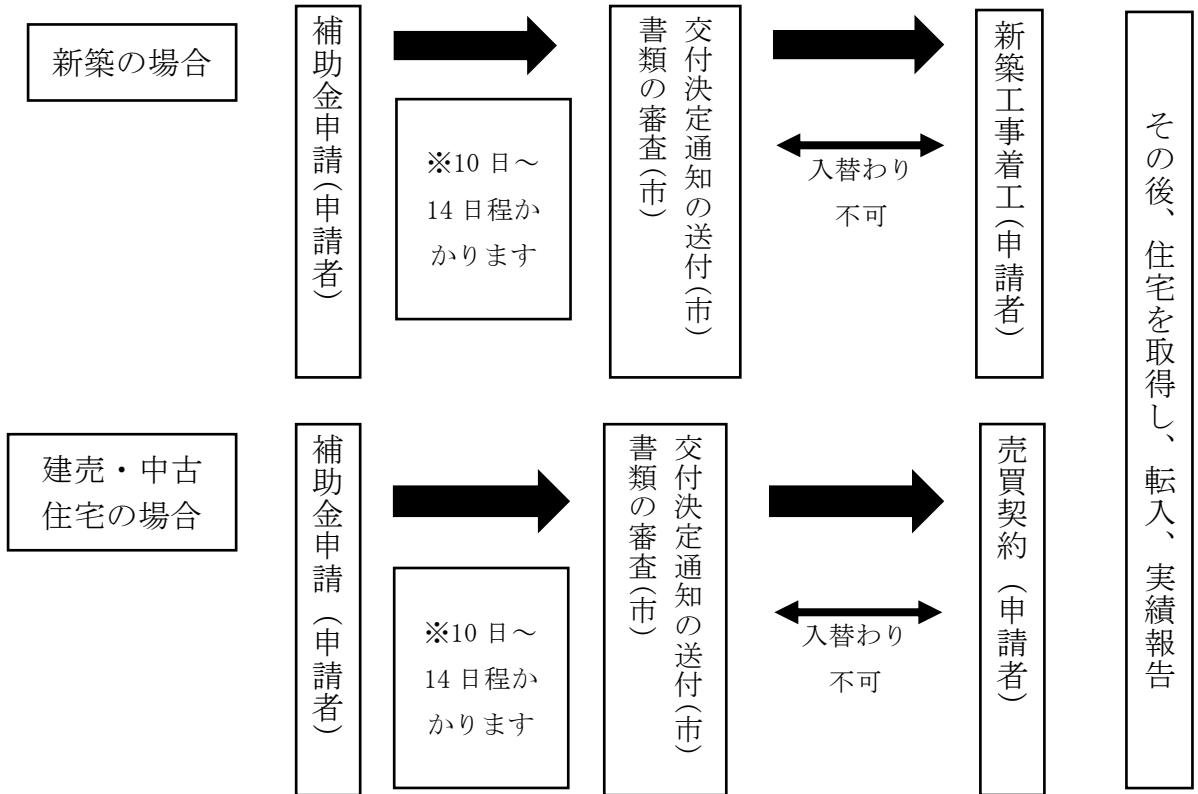
- 現況写真
 - 住宅を新築する場合
 - ・住宅を新築する敷地の全体を撮影
 - ・A4サイズの紙にL判(89×127mm)以上で印刷し、撮影年月日を記入

 - 建売住宅又は中古住宅を購入する場合
 - ・住宅の全体を撮影
 - ・A4サイズの紙にL判(89×127mm)以上で印刷し、撮影年月日を記入

※補助金の申請を受け付けてから交付を決定するまでに10日~14日程かかります。早めに多文化共生課移住促進係へ申請書を提出してください。

裏面に留意事項の記載があります
必ずご確認ください

申請フロー



《留意事項》

①新築申請時における新築工事着工とは？

○着工にあてはまる工事は以下のとおりです。市から交付決定の通知書を送付する前に着工した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

- ・杭打ち工事
- ・地盤改良工事
- ・山留め工事
- ・根切り工事

②手付金（内金）は契約成立の証拠としての意味合いがあるため、建売・中古住宅購入時の申請において、市から交付決定の通知書を送付する前に手付金（内金）を支払いした場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

③住宅を取得・転入した日から1か月以内、または交付決定を受けた日の属する年度の末日（平日）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

（当該年度の末日までに提出されない場合は、補助金を交付することができません。）

例：令和5年9月22日に交付決定→令和6年3月29日（平日）までに提出

④住宅の取得日とは？

- ・住宅の新築 「新築に係る工事が完了した日」または「工事費用の支払が完了した日」のいずれか遅い日
 - ・建売住宅の購入
 - ・中古住宅の購入
- 購入費用の支払が完了した日

担当 上越市多文化共生課
電話 025-520-5674